令和6年度 第1回安平町町民自治推進委員会

議 案





日 時 令和6年10月1日(火)午後3時00分~

場 所 安平町役場総合庁舎2階中会議室1

次 第

| 4 | 88 | \sim |
|---|-------|-------------|
| 7 | 125 | _ |
| | 144-1 | |

- 2 委嘱状の交付 任期:令和6年7月14日~令和8年7月13日
- 3 町長あいさつ
- 4 委員自己紹介 ~お一人様、3分程度
- 5 議事
 - (1) まちづくり基本条例など関連条例の概要について【説明】
 - (2) 町民自治推進委員の役割などと、これまでの取組みについて【説明】
 - (3) 委員長及び副委員長の選出について【議事】
 - ○安平町町民自治推進委員会条例(抜粋)

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 その他
 - ・広報の掲載(写真使用)について
 - ・次回の開催について
- 7 閉 会

(1) まちづくり基本条例など関連条例の概要について

①関連条例の体系

- ・平成25年12月に公布した「安平町まちづくり基本条例」を平成26年12月26日に施行。
- ・このほか、「安平町町民参画推進条例」など、関連条例も施行。

| 条例名 | 内容 |
|------------|----------------------------|
| | 安平町の憲法的な位置付け。行政・町民・議会のそれぞ |
| ①まちづくり基本条例 | れの役割を担いながら、みんなが参加して「まちづくり」 |
| | を進めるためのルールが規定 |

| 条例名 | 内 容 |
|----------------|---|
| 米 1別 石 | |
| ②町民参画推進条例 | まちづくりへの町民参画と協働に向け、行政が |
| (まちづくり基本条例 | 実施する施策のうち、町民生活に大きく関連する |
| | ものを企画・計画する場合には、事前に町民が参 |
| 第12条) | 画し、意見や提案が行える制度をルール化。 |
| ③住民投票条例 | 町の将来を左右する重要事項の決定について、 |
| (まちづくり基本条例 | 直接町民の意思を確認するため設けられた制度。 |
| | いつでも住民投票ができるよう、条例を常設型と |
| 第13条) | したことが特徴。 |
| ④議会基本条例 | 町民に身近に感じてもらい、信頼される創造力 |
| (まちづくり基本条例 | が豊かで存在感のある議会をめざして、議会の運 |
| | 営や議員が行うべきなどが定められた条例。 |
| 第31条) | |
| ⑤町民自治推進委員会条例 | まちづくり基本条例や町民参画推進条例が、制 |
| | 定後も「きちんと運用されているか」「修正するべ |
| (まちづくり基本条例 | きところはないか」などの運用状況を確認するた |
| 第37条) | めの町民組織として委員会を設置。 |
| | CONTRACTOR |

議会基本条例を除き、町(行政)として制定したこれらの条例には、その内容を 分かりやすく説明する「逐条解説書」を作成。

町民には、逐条解説のダイジェスト版を全戸配布。町のホームページにも掲載している。

②安平町町民参画推進条例について

(1) 町民参画の対象となる重要施策等

町は、次の6項目に該当する施策等の実施・策定にあたっては事前に町民参画の 手続を行います。

①総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更

例)安平町総合計画(基本構想と基本計画)、安平町地域防災計画、安平町過疎地域 自立促進市町村計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画 など

②町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃

例)安平町まちづくり基本条例、安平町町民参画推進条例、安平町環境基本条例、安 平町情報公開条例、安平町個人情報保護条例 など

③町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改 廃

- 例)・安平町空き地の環境保全に関する条例など「罰則」が定められた条例
 - ・公共施設設置条例など「許認可」について定められた条例
 - ・その他町民に対する規制や禁止行為を定めた条例 など

④大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更

広く町民が使用する公共施設、道路、水道施設等の新設・改修等で、その事業費 (用地費、調査設計費を含む)が概ね5億円を超える事業

⑤町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定

- 例)施設の統廃合、地域公共交通の再編 など
- ⑥上記①から⑤のほか、町長が特に必要と認める事項

(2) 町民参画手続の適用対象外

次の項目に該当する場合には、(1)で定めた対象施策等であっても、町民参画手続を省略することができます。

- ・軽易なもの
- ・緊急に行う必要のあるもの
- ・法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの (町の判断の余地がないもの)
- ・町の内部事務処理に関するもの
- ・税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

* 「緊急に行う必要のあるもの」として、町民参画を実施しない場合は、安平町町民自治推進委員会に報告するとともに、対象施策等の名称、概要、担当課名、町民参画を実施しなかった理由(緊急に行う必要があるものと判断した理由)を町広報紙・町ホームページで公表します。

(3) 町民参画の実施方法

町民参画の実施方法については、条例第7条と施行規則第6条で規定。町はこれらの中から、対象となる重要施策等の性質や検討時間などを考慮して、適切な方法を選択するとともに、具体的な方法を複数組み合わせて行うよう努めることとしています。

| 条例第7条(区分) | 施行規則第6条(具体的方法) |
|---|------------------------------------|
| (1) パブリック・コメント等広く意見等を 募集するための手続き | □パブリック・コメント □アンケート調査 □モニター制度 |
| (2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続き | □町民説明会 □ワークショップ |
| (3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の 構成員による継続的な討議等を通じて、一 定の合意形成を図るための手続き | □審議会等 □ワークショップ |

[複数の組み合わせ例]

- ◆アンケート調査+ワークショップ+審議会等+パブリック・コメント(総合計画策定)
- ◆ワークショップ+町民説明会(大規模施設建設)
- ◆審議会等+パブリック・コメント(条例改正)

(2) 町民自治推進委員の役割などと、これまでの取組みについて

①安平町町民自治推進委員会について

[町民自治推進委員会とは]

安平町まちづくり基本条例は「育てる条例」として、その内容をいかに実践していくかが問われており、「町民のまちづくりへの参画」や「情報の共有」がきちんと実践されているか、また、守られているかなど条例の運用状況のチェックや、条例内容の見直しを図るための調査・審査機関となります。

また、同時制定した安平町町民参画推進条例に規定する町民参画手続きの実施状況等についても併せてその実施状況等をチェックし、やり方などについて意見する役割を担っています。

[町民自治推進委員会の設置の根拠]

〇安平町まちづくり基本条例(抜粋)

(町民自治推進委員会の設置)

- 第37条 町長の諮問に応じ、町民の視点に立って、この条例に基づくまちづくりを推進するため、町民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

〇安平町町民自治推進委員会条例 (抜粋)

(所掌事項)

- 第2条 推進委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は建議する。
 - (1) まちづくり基本条例の運用状況及び見直しに関する事項
 - (2) 町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項
 - (3) その他町長が特に必要と認める事項

〇安平町町民参画推進条例(抜粋)

(推進委員会の役割)

- 第12条 町民参画の適切な運用及び町民参画を推進する上で必要な事項の審議は、推進委員会で行うものとする。
- 2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、町民参画の推進に関する事項について、町長に意見を述べるものとする。
 - (1) 町民参画の実施状況に関する事項
 - (2) この条例の運用状況に関する事項
 - (3) 町民参画の方法の研究及び改善に関する事項
 - (4) この条例の見直しに関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町民参画に関する基本的事項

[町民自治推進委員会の組織・委員報酬・任期]

〇委員会の組織

町民自治推進委員会は、次の区分により町長が委嘱した12名以内の委員で組織

- 1) 住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- 2) 学識経験のある方
- 3) 地域コミュニティ団体(自治会、町内会、農事組合など)の構成員の方
- 4) その他町長が専門知識や男女構成割合を考慮して委嘱する方

〇任期

委嘱の日から2年間(令和6年7月14日~令和8年7月13日)

〇報酬

非常勤特別職の報酬・費用弁償条例に基づき報酬と費用弁償(車賃)をお支払いします。 [1回につき3,000円(委員長は3,500円)]

[町が町民自治推進委員会の委員の皆様に期待すること]

①安平町まちづくり基本条例の運用状況等のチェック

この基本条例では、行政(役場)と町民が一緒になってまちづくりを進めるための様々なルールを定めています。このルールがちゃんと守られているかなど、運用チェックを行う役割があります。

- こんな意見を求めています-

まちづくり基本条例に定められている内容がきちんと行われていないと思う。 もっと子どもを意識した方が町民の協力が得られると思う。 条例で定めた内容が町民生活に合っていないから、直したほうが良いと思う。

②安平町町民参画推進条例の実施状況等のチェック

役場が、町民生活に影響する事務の変更や多額の費用が必要な公共事業を行う場合には、役場が実施決定する前に町民から意見を聴くというルールを定めています。町民からの意見をきちんと反映できているか、意見の聴き方に問題はないかなど、運用チェックを行う役割があります。

- こんな意見を求めています-

違う方法で意見を聴いた方がもっと意見を集められたのでは? この事業は、先に意見を聴くべきじゃなかったの? もっと多くの人が参加しやすいワークショップを考えたほうが良いと思う。

②安平町町民自治推進委員会(第1期~第4期)のこれまでのあゆみについて

1期委員会(平成29年2月20日提出)提言書

- ①町民参画手続のさらなる標準化について
 - ・条例改正や職員マニュアルの充実
 - ・標準スケジュールの例示 など
- ②審議経過の積極的な公開について
 - ・各種審議会等の会議録を公開するページを設け、審議経過や結果の共有を図る

【提言に基づく対応】

- ・町民参画手続に係る職員マニュアルの適宜修正や庁舎内周知の実施。
 - →庁舎内における標準化を図る

第2期委員会(令和元年7月12日提出)提言書

- ①自治会・町内会の再生及び活性化について
 - ・自治会・町内会を取り巻く各種問題の解決に向け、地区別計画の策定や まちづくり事業支援交付金などの財源支援策を継続的に講じること。
- ②町民自治推進委員会条例の見直しについて
 - ・会議における発言のしやすさ、グループワーク等による調査審議の深まりや継続性を 向上させることを目的としてコンパクトな委員定数とすること。
- ③審議経過の積極的な公開について【第1期から継続案件】

【提言に基づく対応】

- ・まちづくり事業支援交付金、コミュニティ復興支援事業交付金(R1~R3)の予算化
- ・地区別計画策定に向けたプロジェクトチームの発足
- ・町民自治推進委員会条例の改正(20名以内→12名以内に変更)
- ・各種審議会等における会議録の公表(R4.8.1より町HPにて公開)

第3期委員会(令和4年7月13日提出)申送書

- ①「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について
 - ・子どもの権利やまちづくりの参画について明確に謳われていないため、まちづくり 基本条例の見直し・検討をすること。
- ②成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について
 - ・町民参画関連条例における年齢要件の見直し・検討をすること。
 - ・【付帯意見】18歳までと限定⇒理念との矛盾が生じる。18歳以下まで拡大は不要 など

【申送書に基づく対応】

・申し送り事項について、次期委員内で継続審議

第4期委員会(令和6年7月13日提出)提言書

- ①「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について
 - ・子どもの権利実現と子どもの社会参画という「子どもにやさしいまちづくり事業 (CFCI)」の理念を盛り込むことを検討すること。
 - ・全世代を指して広く「町民」と表現されることから、CFCIの理念に基づき「子ども」 の位置づけを明確にするよう検討すること。
- ・・18歳未満の子どもに関しては、検討が進められる「(仮称)子どもの教育環境条例」の中で規定し、双方の条例が補い合い、連携する仕組みとなるよう検討すること。
- ②成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について
 - ・次のものについて「満20歳」とあるのを「満18歳」へ変更する検討すること。
- 町民参画推進条例、町民自治推進委員会の委員の選定方法等に関する要綱

【第5期での対応】

・まちづくり基本条例の改正案について検討していくことが、課題の一つとなる。

【参考】第4期町民自治推進委員会提言書について

提言書

第4期の町民自治推進委員会では、まちづくり基本条例及び町民参画推進条例が的確に運用され、多様な主体の協働によるまちづくりや町政運営への参画をはじめとした「町民自らが考え行動する町民自治の実現」が図られるよう、まちづくり基本条例に関連する各種テーマに沿って調査審議を行って参りました。

つきましては、第3期委員会から申し送りされた事項を踏まえ、これまでの2年間で調査 審議した成果を下記のとおりまとめましたので、今後のまちづくり基本条例関連施策の推進 に反映されるよう提言申し上げます。

記

1.「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討等について

まちづくり基本条例の調査審議を進めるにあたり、安平町が現在取り組んでいる「子どもにやさしいまち」をテーマに、安平町の取組み状況や実情について整理をしてきたところです。

安平町は、日本ユニセフが委嘱する「子どもにやさしいまちづくり実践自治体」として、 子どもの権利実現とまちづくりへの参画について、評価・検証を行いながら子どもにやさし いまちを目指しており、学校をつくる会のほか、学校授業や事業などにおいて、子ども達が まちづくりに参加できる場が創出されている状況を確認してきました。

しかしながら、まちづくり基本条例においては、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めることとされているものの、明確に子どもの権利やまちづくりへの参画について謳われておらず、実際の取組み状況との乖離が生じている状況にあることから、まちづくり基本条例の見直し・検討が必要と考えます。

また、現在安平町において実施される「子どもにやさしいまち」に関連する各種取組みが、 今後も継続して行われ、かつ、これら取組みが風化しないように、まちづくり基本条例もし くは関連条例において整理されることを望みます。

具体的提言事項

- ・まちづくり基本条例において、子どもの権利実現と子どもの社会参画という「子どもに やさしいまちづくり事業 (CFCI)」の理念を盛り込むことを検討すること。
- ・まちづくり基本条例において、全世代を指して広く「町民」と表現されることから、 CFCIの理念に基づき「子ども」の位置づけを明確にするよう検討すること。
- ・まちづくり基本条例に網羅しきれない 18 歳未満の子どもに関する権利実現と社会参画に関する事項については、現在並行して検討が進められる「(仮称)子どもの教育環境条例」の中で規定し、双方の条例が補い合い、連携する仕組みとなるよう検討すること。
- (仮称)子どもの教育環境条例の制定を待つことなく、引き続き積極的な子どもの権利に関する各種活動を推進すること。

2. 成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

我が国では、民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする改正 法が、令和4年4月1日から施行されています。これにより、各種年齢要件の規定が変更され、責任が伴う一方で、保護者の同意を不要とした自己決定権を有し、さらには、若い方の 積極的な社会参加が期待されています。その他、近年では、憲法改正国民投票の投票権年齢 や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められるなど、18歳、19歳の方にも国政上の重要 な事項の判断への参加を促すための政策が進められています。

安平町においても18歳以上20歳未満の方が公的な役割を果たし、社会に参加していくことを促す必要性があると考えます。具体的な例として、安平町町民参画推進条例の参画手続きである「町民政策提案制度」及び安平町町民自治推進委員会の選定方法等に関する要綱の「委員の選定方法」について、現在満20歳以上の方を対象としているものを18歳以上とすることで、若い方の意見をまちづくりに反映させることが可能になると考えます。つきましては、町民参画関連条例において年齢要件が見直されることを望みます。

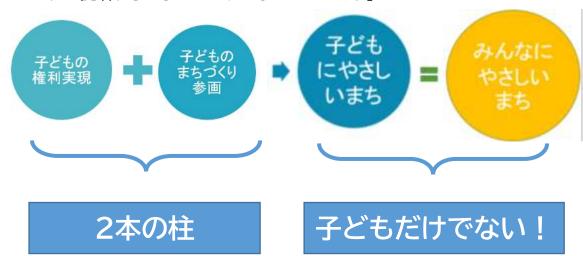
具体的提言事項

- ・上記提言に基づき、子ども・若者のまちづくり参画が重要であると考えることから、次のものについて「満 20 歳」とあるのを「満 18 歳」へ変更する検討すること。
 - > 町民参画推進条例
 - 町民自治推進委員会の委員の選定方法等に関する要綱
- 18 歳未満の子どもに関する権利実現については、「(仮称)子どもの教育環境条例」の中で具体の方法等について検討すること。

以上

【参考2】「子どもにやさしいまちづくり」とは

・ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり」



- ・日本ユニセフはH30に子どもにやさしいまちづくり(=CFC)モデル検証作業を 進めるため全国から安平町を含む5自治体を検証自治体として委嘱
- ・令和3年12月には日本で初めて実践自治体に承認され、チェックリストにより目標や行動計画を定め、子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて取り組んでいる。





R5 チェックリスト評価概要

| チェックリスト10項目◎割合 | 細項目数 | 0 | 0 | △/- | ◎割合 | ○割合(前年 |
|-------------------|------|---|---|-----|-----|--------|
| 子どもの参画 | 7 | 4 | 3 | | 57% | 71% |
| 子どもにやさしい法的枠組み | 5 | 2 | 3 | 0 | 40% | 40% |
| 子どもの人権を保障する施策 | 9 | 8 | 1 | 0 | 89% | 89% |
| 子どもの人権部門または調整機構 | 3 | 2 | 1 | 0 | 67% | 67% |
| 子どもへの影響評価 | 6 | 4 | 2 | 0 | 67% | 67% |
| 子どもに関する予算 | 4 | 2 | 1 | 1 | 50% | 50% |
| 子ども報告書の定期的発行 | 3 | 2 | 1 | 0 | 67% | 33% |
| 子どもの人権の広報 | 5 | 4 | 1 | 0 | 80% | 80% |
| 子どものための独立したアドポカシー | 4 | 2 | 1 | 1 | 50% | 75% |
| 当該自治体にとって特有の項目 | 5 | 4 | 1 | 0 | 80% | 100% |

R5 チェックリスト評価概要

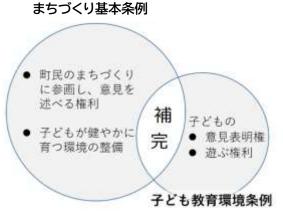
【評価結果分析】

- アンケート調査等、子どもに直接 意見を聴く機会が低下した。
- また、「アドボカシー」については、 パートナーシップを結ぶ団体を増 やすことはできなかった。
- 自治体特有の項目についても、 目標を改訂したことで、条例づく りをスタートさせた段階であるためいったん低下している。
- 一方で、「定期的発行」については、本年度新たな取り組みができた。



【参考3】(仮称)子ども教育環境条例の制定に向けて

教育委員会事務局において、子どもの権利として子どもにやさしいまちづくりの理念や意見表明権、遊ぶ権利などを条例の軸に据えた「(仮称)子ども教育環境条例」の制定を検討している。



R6目標 ③子どもの権利に関する条例

引続き、町長任期内での制定を目指し準備を進めます。



【参考4】成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

■成年年齢が20歳から18歳に引下げ

- ・国民投票の投票権年齢や選挙権年齢が18歳に定められるなどの社会情勢変化
- ・民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)が成立し、令和4年4月1日より施行
- 大きく2点について年齢が引下げとなる
 - ①一人で有効な契約をすることができる年齢
 - ②親権に服することがなくなる年齢

成年年齢の引下げに伴う主な年齢要件の変更について

| 18歳に変わるもの | 20歳に維持されるもの |
|-------------------|----------------|
| ●10年用一般旅券の取得 | ●養子をとることができる年齢 |
| ●性別の取扱いの変更の審判 | ●喫煙・飲酒年齢 |
| ●公認会計士・司法書士資格 | ●ギャンブル |
| ●医師・歯科医師・獣医師免許 など | ●大型・中型免許 など |

■民法改正に伴う安平町の対応

年齢引下げに準じるもの(安平町住民投票条例(公職選挙法に準じるため満18歳以上が対象)) 年齢引下げを検討するもの(安平町町民参画推進条例、安平町町民自治推進委員会の委 員の選定方法等に関する要綱)

①町民政策提案制度(町民参画推進条例 第7条第1項第4号)

町政に対する町民参画をより一層推進するため、町民の多様な発想から生まれる優れた提案を積極的に町の施策に反映させるための制度。通常の提案や苦情とは異なり、町と町民が共に取り組むことで相乗効果が期待できる具体的な政策を提案してもらうもの。

(町民政策提案の手続)

第9条 第7条第4号に規定する町民政策提案は、<u>年齢満20歳以上</u>で町内に住所を有する10人以上の連署をもって、その代表者から町に対し、対象施策について、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案することができる。

②安平町町民自治推進委員会の委員の選定方法(要綱第2条第1項)

1号委員(無作為抽出)として委嘱する場合、候補者となる満20歳から満69歳までの者を無作為に抽出し、希望があった場合に候補者として委嘱するもの。

【参考5】町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

前回会議にて既にご覧いただいている令和5年度の状況について、次の頁に参考添付 します。

今後は、これも議題の一つとなってくるものです。